

# カダーレ友の会規約

(名称)

第1条 この会は、由利本荘市文化交流館カダーレ友の会(以下「友の会」という)といたします。

(目的)

第2条 この会員制度は、一般社団法人カダーレ文化芸術振興会(以下、「当法人」という)が管理する由利本荘市文化交流館カダーレの自主文化事業等の鑑賞をとおして、芸術文化への理解と教養を深め芸術文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務局)

第3条 この会に関する事務を処理するため、カダーレ内に友の会事務局(以下「事務局」という)を置くものとします。  
2.事務局には事務局長を置き、館長が兼任するものとします。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、入会を申し込み、かつ年会費を納めた「個人会員」及び「協賛会員」をいいます。  
(1)個人会員とは、個人の会員とします。  
(2)協賛会員とは、企業・店舗等とします。

(入会手続き)

第5条 友の会に入会を希望する方は、入会申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて事務局に申し込むものとします。この入会手続きをした日を入会日とします。

(更新の手続き)

第6条 会員資格を更新しようとする方は、更新申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて会員期間末日までに事務局に申し込むものとします。なお、会員期間中にこの手続きが行われない場合は、自然退会とみなし、会員証は無効となります。

(会員の期間)

第7条 会員の期間は、入会の日からその年度3月末日までとします。

(会員証)

第8条 会員には、会員証を発行します。  
2.会員証は、本人に限り有効とし、他人に譲渡、貸与はできません。  
3.会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、直ちに事務局へ届け出るものとします。  
4.紛失または盗難、その他の事由により会員証を他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の各号に掲げる特典を受けられるものとします。  
(1)チケット割引購入 ※カダーレでの前売り券購入に限ります。  
当法人の主催公演のうち、当法人が指定する事業を一般料金より安く購入することができます。割引枚数及び割引額は公演により異なります。  
(2)年数回発行される会報  
(3)毎月のメールマガジン※メールアドレスのご登録をされた方のみ。  
(4)その他当法人が、会員向けに実施するサービス

(年会費)

第10条 会員は、次の各号に定める年会費を負担するものとします。  
(1)個人会員 1,000円  
(2)協賛会員 1,000円(1店舗・施設・宿泊施設につき)

(届出事項の変更等)

第11条 会員は、氏名及び住所等に変更が生じた場合は、直ちに事務局へ届け出るものとします。届出が無く、そのために友の会からの送付書類が延着、又は不着となっても友の会はその責めを負いません。

(退会等)

第12条 会員は、友の会を退会しようとするときは、速やかに事務局に退会申請書を提出のうえ、会員証を返却するものとします。ただし、会員期間中の退会については、支払済の年会費は理由を問わず返還しないものとします。  
2.会員が虚偽の申告、代金の未払い、当館の名誉を毀損し又は秩序を乱した際、その他規約に違反したときは、事務局は会員の資格を取り消すことができるものとします。

(個人情報)

第13条 当法人は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、カダーレ文化芸術振興会個人情報保護方針に則り適切に取り扱います。  
2.当法人は、会員情報を当法人の事業等の必要に応じ、次の目的のために利用するものとします。  
(1)公演情報等の送付  
(2)購入いただいたチケットの送付  
(3)入会金、年会費及びチケット代金の請求に付随する業務  
(4)当法人の事業運営のため、個人が特定できない形に加工して、お客様サービス、その他の目的等に利用する場合  
3.当法人は、会員情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全管理対策を講じます。  
4.当法人は、法令により必要とされる場合には必要な範囲で会員情報を外部事業者に提供することがあります。この場合、外部事業者に対して、会員情報を漏洩・再提供しないよう、契約により義務づけ、適切な管理を実行します。  
5.当法人は、会員から自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別の理由がない限り速やかに対応するものとします。

(規約の変更)

第14条 当法人は、本規約を会の運営に応じて変更することができるものとします。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定めるものとします。

附則

この規約は2019年3月15日から施行するものとします。